

どうする?ふけわ
どうする!松長

神奈川県議会議員

松長やすゆき

県政報告

第12号

このままでは、

公立学校から先生がいなくなる!?

深刻化する教員不足への対応を急げ

「指導業務以外の雑用が多い」、「連日の長時間労働に加えての持ち帰り仕事」、「しかし残業手当はつかない」:「ブラック職場」と言われて久しい公立学校で働く教員不足が年々深刻化しています。このままではやがて学校から先生がいなくなりかねません。教員不足の現状と対策を質し、根本的な対策の実行を求めました。

教員不足の実態と対策

松長 教員不足が全国的に進行しているようですが、本県の実態はどうなっているのか、また、それに対するような対策を講じているのか、お聞かせください。

教職員人事課長 本県も教員不足数は増える傾向にあり、令和四年と令和五年のそれぞれ五月時点で、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校あわせて不足数が八九人増加しております。

また、こうした状況から、県は令和四年に次のような対応策を講じております。

- ① 育児休業などの教員の代わりになってもらう臨時の任用教員などのなり手を募集。
- ② 教員採用試験の応募者に対して、臨時的



愛犬「ラッキー」



最大の問題点は「給特法」(公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法)の定めにあるのではないかと思うのです。すなわち、教員には月額給与の四〇%相当の「教職調整額」というものを支給し、そのかわり時間外勤務手当いわゆる残業手当は支給しないというものです。この月額給与の四〇%相当の金額とは、時間外勤務時間にする



- ③ 任用教員などへの登録の働きかけ。
- ④ 教員免許を所有しながら、教員経験がない方などを対象にしたペーパーティーチャー研修講座を年三回実施し、各講座の終了時に臨時的任用教員の登録会を開催。

④ 教員免許を所有しながら教員にならず、民間企業などで働いている方が教員採用試験を受験しやすいように、一次試験における一部の筆記試験を免除する特別選考枠を拡大など。

現実ばなれした「給特法」

松長 教員のなり手不足解消のためには、労働の内容及量などの検討が必要ですが、

何時間に相当するのでしょうか。

教職員人事課長 給特法は昭和四七年一月に施行されていますが、当時文部科学省が行った調査では、教員の週の時間外労働時間が小学校と中学校で平均すると一時間四八分であったことから、これに年間労働日を四四週として計算したものが「教職調整額」ということであります。

松長 週の時間外勤務がずいぶん短いように思えますが、現在のそれはどのくらいになっているのですか。

教職員人事課長 令和四年度に県で実施した公立学校教員勤務実態調査の結果によれば、教諭と総括教諭の一週間当たり時間外在校等時間は小学校で二時間四〇分、中学校で二〇時間五六分、高等学校で二時間四七分、特別支援学校で七時間二八分となっております。

松長 時間外勤務時間がこれだけ増えているのに、月額給与の四〇%の「教職調整額」というのはいかにも少ないと言わざるを得ません。四〇%を一〇%ほどに引き上げるとい議論もあるようですが、これも含めて県として教員の処遇改善にどう取り組むのかお考えをお聞かせください。

教職員人事課長 現在、国では中央教育審議会において、この「教職調整額」の見直しを含めた「給特法」のあり方の検討が進められていますが、県としては財源的な問題を含めて様々な問題があることから、今後国の動きを注視しつつ対応してまいりたいと考えております。また、国庫負担を伴うような教員の処遇改善について国への要望等も行ってまいります。

松長 教職員不足の中で、改善策があまり進んでいないことを大変残念に思います。実情から乖離した「教職調整額」が半世紀以上もそのままに放置されていることは驚きであります。「教育は国家百年の大計」であり、公教育の質をこれ以上落とすようでは国の将来が憂慮されます。財源問題などを理由に遅滞することなく、速やかに大胆な改善策を打ち出すよう要望いたします。



認知症高齢者介護に

人権尊重と思いやりあるやさしさを

高齢化社会の進行する中で認知症高齢者の数も増え、それとともに施設や病院に入所・入院する高齢者への人権を無視した強制拘束や虐待的扱いが問題となつています。本県では、認知症を患う方々の人権をどう守り、いかに思いやりある対処をしているか、その実情を質し、対策を要望しました。



松長 認知症患者の身体拘束(手足を縛る・ベッドへの括り付けなど)が問題になっているが、本県ではそれに対してどのように取り組んでいるかお伺いします。

高齢福祉課長 介護保険施設においては、入所者の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を禁止する旨の規定がございます。緊急やむを得ない場合の三つの条件は、切迫性・非代替性・一次性、であります。この規定を順守するとともに、身体拘束の弊害や身体拘束に頼らない支援事例等を施設の管理者・現

場リーダー・支援従事者それぞれに向けた階層別の研修を実施しております。

松長 認知症を患う人で、病院に入院する方もいらつしやると思います。こちらの状況について、わかる範囲でお話しいただきたいと思います。

医療課長 一般病院には身体拘束の可否や基準についての法令等がございますが、危険を避けるため緊急やむを得ず行った行為については、診療義務に違反せず、違法ではないと認識しております。介護施設の基準等を参考に、各病院で独自に基準等を

設けて対応しているケースもあるようです。

松長 わが国の精神科病院での患者の身体拘束は非常に多いとのことですが、どのように対応しているかお尋ねします。

精神保健医療担当課長 精神科病院における身体拘束は、放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶ場合で他に方法がない場合に行われることが国の通知で認められています。また、身体拘束を行った場合は、それが適切なものであったかを確認してもおります。

松長 とにかく、日本の精神科病院の身体拘束率は、世界でも突出して多いこと、たり抵抗しただけで身体拘束や薬による抑制が行われたりすることもあるとのこと。とにかく、県としては病院ができるだけ身体拘束をせず、患者の人権を尊重し、患者にやさしく寄り添える体制づくりを推進してくださるよう要望いたします。

やすゆきがゆく!!



秋も深まり、トレッキングにいい季節になりました。僕もラッキーと一緒に秋の野山を楽しみます!

やすゆき



寸又峡温泉にて。

ポスター掲示のご協力をお願いしております。ご協力いただける方はご連絡ください。



皆さまの意見お待ちしております。お気軽にご質問ください。藤沢市辻堂3-6-3 TEL: 042-266-9 FAX: 042-880-03 メール: taishin@opal.dti.ne.jp

長後北部に 新たな遊水地公園の整備を!

引地川水系河川整備計画に基づき、大庭遊水地に引き続き下土棚遊水地工事が進行しつつあります。ここにあるA・B・C・D四つの池には、四六万㎡の洪水を貯めることができます。そして、池の周辺には芝生広場・ピクトープ・サッカーなど多目的スポーツ広場などが整備される予定です。また、下土棚遊水地の次には、さらに北部に三つ目の遊水地を整備する計画になっていきます。その場所は、大和市との市境にある長後地区の田園地帯が一番の候補地と考えます。



長後地区の田園地帯

これらの遊水地に対する周辺住民の期待は大きく、また、近年の異常気象を考えると、一日も早い工事の完成が望まれます。議会において、これらについて現状を質し速やかな工事の進行を要請しました。